

次期埼玉県男女共同参画基本計画の構成について

計画の目標

男女共同参画社会の実現（案1）～性別にかかわらず誰もが活躍できる、人権が尊重された埼玉～
 （案2）～性別にかかわらず誰もが活躍できる、日本一暮らしやすい埼玉～
 （案3）～男女共同参画・女性活躍がポストコロナの新たな日常となる埼玉～

計画を推進するための基本的な視点

（1）あらゆる分野で男女の人権を尊重する

配偶者などからの暴力や、性暴力・性犯罪、セクシュアル・ハラスメントなどの女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成を阻害する重要な課題となっています。

この背景には、人々の意識や行動、習慣などにある、社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）による固定的性別役割分担意識や、女性に対する差別や偏見などがあります。女性に対する暴力が根絶され、尊厳をもって一人一人が生きることができるよう、あらゆる分野で男女の人権を尊重していきます。

（2）男女共同参画・女性活躍を推進し、多様性に富んだ活力ある社会をつくる

男女が性別にかかわらず、自らの意思に基づき、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野へ参画することは、多様性に富んだ活力ある社会をつくる上で不可欠となっています。

男女共同参画・女性活躍を分野横断的な価値として推進し、少子高齢化が急速に進む人口減少社会においても、多様な一人一人の能力が発揮されることを通じ、持続可能な社会の実現へつなげていきます。

（3）男女が共に家庭・仕事・地域において調和のとれた生活を築く

本県には、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する、いわゆるM字カーブの底が深いという特徴があり、就業の継続がしやすい環境の整備が求められます。一方、男性においても働き方を見直し、家庭生活や地域活動への参画により仕事以外の活動の場や役割を持つことは、生涯にわたる豊かな人生につながります。男女が相互に協力し、社会的支援を受けながら、より良いパートナーシップを築き、家庭や仕事、地域において調和の取れた生活の実現を図っていきます。

（4）SDGsの実現をはじめ国際社会の取組の推進へ貢献する

国では、国連をはじめとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動して、男女共同参画に係る施策を推進してきました。

こうした中、2015年に、国連で持続可能な開発目標（SDGs）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う（ゴール5）」が17ゴールの一つとして掲げられました。我が国においても、「誰一人取り残さない」社会を目指し、ゴール5を含むSDGs全体の達成など、国際的な取組の推進に貢献しています。

本県としても、条例の基本理念である「国際的協力」に沿って、こうした国際社会の取組を踏まえ、男女共同参画に係る施策を推進していきます。

条例の基本理念と計画の目指す姿・基本目標

条例の6つの基本理念に基づき、計画の目標である「男女共同参画社会の実現」に向け、「4つの目指す姿」と「10の基本目標」を設定しました。
 また、6つの基本理念と10の基本目標及び4つの基本的な視点の関係を次のとおり整理しました。

条例の基本理念

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度や慣行についての配慮
- 3 政策や方針の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と社会生活における活動の両立
- 5 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
- 6 国際的協力

目指す姿

- | | |
|-----|----------------------|
| I | あらゆる分野における男女共同参画 |
| II | 経済社会における女性活躍の拡大 |
| III | 誰もが安全・安心に暮らせる社会 |
| IV | 男女共同参画社会の実現に向けた基盤が整備 |

計画の基本目標

- | | |
|-------|------------------------|
| I-1 | 政策や方針の立案及び決定への女性の参画拡大 |
| I-2 | 家庭と地域活動への男性の参画拡大 |
| II-1 | 働く場における女性活躍の推進 |
| II-2 | 男女ともに働きやすい職場環境づくり |
| III-1 | 女性に対するあらゆる暴力の根絶 |
| III-2 | 様々な困難を抱える人々への支援と多様性の尊重 |
| III-3 | 生涯を通じた男女の健康支援 |
| III-4 | 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進 |
| IV-1 | 男女の固定的な役割分担意識や偏見の解消 |
| IV-2 | 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実 |

計画を推進するための基本的な視点

- 1 あらゆる分野で男女の人権を尊重する
- 2 男女共同参画・女性活躍を推進し、多様性に富んだ活力ある社会をつくる
- 3 男女が共に家庭・仕事・地域において調和のとれた生活を築く
- 4 SDGsの実現をはじめ国際社会の取組の推進へ貢献する

計画の目標

男女共同参画社会の実現

— 調整中 —

男女共同参画の推進

目指す姿 1 あらゆる分野における男女共同参画

○政策・方針決定過程に女性の参画が進み、男女共同参画が進んでいます。急速な少子高齢化や人口減少の進展、価値観の多様化が進む中で、様々な視点が確保され、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある持続可能な社会を生み出すとともに、誰もが暮らしやすい社会の実現につながっています。

○家事・子育て・介護・地域活動において、固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（性差に関する無意識な思い込み）に捉われず、男性の参画も進んでいます。男性が子育てや介護等の多様な経験を得ることが、職場における働き方やマネジメントのあり方を見直す契機ともなっています。

○人生100年時代の中、男女がともに社会の支援を受けながら、家庭生活と職業生活・地域活動とのバランスのとれたライフスタイルの実現が図られ、豊かな人生を送っています。

- ▶基本目標Ⅰ－1 政策や方針の立案及び決定への女性の参画拡大
- ▶基本目標Ⅰ－2 家庭と地域活動への男性の参画拡大

目指す姿 2 経済社会における女性活躍の拡大

○就業は生活の経済的基盤であるとともに、自己実現につながるものです。性別にかかわらず、働きたい人すべてが、仕事と子育て、介護、社会活動などを含む生活との二者選択を迫られることなく、働き続け、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながらその能力を十分に発揮しています。

○長時間労働や転勤等を当然視する働き方に対する見直しが進むとともに、個々の事情やライフステージに応じ、多様で柔軟な働き方ができる環境が整備されています。

○職場における性別を理由とする差別的取扱いや、セクシュアルハラスメントなどのハラスメントの根絶、男女間の格差の是正や意欲と能力に応じた均等な待遇が図られ、女性活躍の拡大が図られています。

- ▶基本目標Ⅱ－1 働く場における女性活躍の推進
- ▶基本目標Ⅱ－2 男女ともに働きやすい職場環境づくり

目指す姿 3 誰もが安全・安心に暮らせる社会

○女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、その予防と被害からの回復のための取組が進んでいます。誰もが暴力の被害者、加害者、傍観者とならないために幼児期からの教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備など、暴力の根絶に向けた基盤が整備されています。

○貧困など、生活上の様々な困難を抱える方々に対し、セーフティネットの機能としての多様な支援が届いています。性別や年齢、国籍の違いや、障害の有無、LGBTQなど、様々な属性を持つ個人を認め合い、活躍できる共生社会の実現が図られています。

○男女がライフステージに応じ、的確な保健・医療を受ける環境が整っています。女性が妊娠、出産等に対して、正確な知識や情報を入手し、自己決定を行うことができるよう、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の考え方に基づく取組が進んでいます。

○防災・災害復興における意思決定過程や現場への女性の参画拡大が図られ、男女共同参画の視点から防災対策が推進されています。

- ▶基本目標Ⅲ－1 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ▶基本目標Ⅲ－2 生活上の様々な困難への支援と多様性の尊重
- ▶基本目標Ⅲ－3 生涯を通じた男女の健康支援
- ▶基本目標Ⅲ－4 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

目指す姿 4 男女共同参画社会の実現に向けた基盤が整備

○男女共同参画社会の実現に向け、固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見、さらには無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消の重要性が、県民の間で浸透しています。

○家庭や地域、職場、学校、メディアなどのあらゆる場を通じて、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、男女共同参画について理解を深める機会が充実しています。

○学校現場においては、性別に関わりなく、一人一人の個性に応じ、進路や就職において、多様な選択を可能とする指導が行われています。

○生涯を通じて男女共同参画に関する学習機会が提供され、「教育、仕事、老後」という単線型の人生設計ではなく、ライフステージに応じた様々な働き方、学び方、生き方の選択ができるようになっています。

- ▶基本目標Ⅳ－1 男女の固定的な性別役割分担意識や偏見の解消
- ▶基本目標Ⅳ－2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実